



福島医発第2293号(地)
平成29年12月11日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

死体解剖資格認定要領の一部改正について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）第2条第1項第1号に定める死体解剖資格の認定につきましては、平成15年12月16日付け医政発1216005号厚生労働省医政局通知「死体解剖資格の認定等について」の別紙「死体解剖資格認定要領」により行われてきましたが、今般、別添のとおり、同要領の一部が改正され、平成29年11月16日より施行された旨厚生労働省医政局長より日本医師会を通じて連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員へ周知方よろしくお願いいたします。

なお、今回の改正に伴い、同法施行規則（昭和24年厚生省令第37号）第3条第1項及び第2項に定める申請書類（第四号書式、第五号書式及び第五号の二書式）につきましては、様式を修正のうえ追って公布されることとなっており、公布までの間は現状の様式にて申請していただくこととなりますので併せて周知方よろしくお願いいたします。。

小郡三井医師会より

死体検案担当理事 淡河喜雄
会長 白石恒明

日医発第 837 号(法安 128)
平成 29 年 11 月 28 日

都道府県医師会
会長 殿

日本医師会
会長 横 倉 義 武

死体解剖資格認定要領の一部改正について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

死体解剖資格認定要領の一部改正につきましては、平成 16 年 1 月 29 日付日医発第 892 号（生 63）をもって、貴会宛にお送り申し上げます。

これまで、死体解剖保存法（昭和 24 年法律第 204 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める死体解剖資格の認定につきましては、同要領により行われてきたところですが、今般、別添のとおり、同要領の一部が改正され、平成 29 年 11 月 16 日より施行されたことから、厚生労働省医政局長より本会に対し、周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、及び関係医療機関への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

また、今回の改正に伴い、同法施行規則（昭和 24 年厚生省令第 37 号）第 3 条第 1 項及び第 2 項に定める申請書類（第四号書式、第五号書式及び第五号の二書式）につきましては、様式を修正のうえ追って公布されることとしており、公布までの間、現状の様式にて申請していただくよう、併せて周知方よろしくお願い申し上げます。

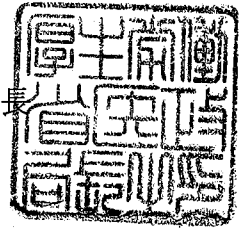
医政発 1116 第 4 号

平成 29 年 11 月 16 日

日本医師会会長
日本歯科医師会会長
日本病理学会理事長
日本解剖学会理事長
日本法医学会理事長

】 殿

厚生労働省医政局長



死体解剖資格認定要領の一部改正について

死体解剖保存法（昭和 24 年法律第 204 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める死体解剖資格の認定につきましては、平成 15 年 12 月 16 日付け医政発 1216005 号厚生労働省医政局長通知「死体解剖資格の認定等について」の別紙「死体解剖資格認定要領」により行ってきたところですが、今般、別紙のとおり「死体解剖資格認定要領」の一部を改正し、平成 29 年 11 月 16 日より施行することとしました。貴会におかれましても、本改正の内容について会員等への周知方よろしくお願いします。

なお、今回の改正に伴い、死体解剖保存法施行規則（昭和 24 年厚生省令第 37 号）第 3 条第 1 項及び第 2 項に定める申請書類（第四号書式、第五号書式及び第五号の二書式）につきましては、様式を修正のうえ追って公布するので、公布までの間、現状の様式にて申請していただきますよう会員等への周知方お願いします。

死体解剖資格認定要領

最終改正：平成 29 年 11 月 16 日

第一 用語の定義

本要領における用語の定義は、次のとおりとすること。

- 1 解剖を行った経験
単に解剖に立ち会うのみならず、自らが頭蓋腔、胸腔及び腹腔を開検し、解剖報告書等を作成した経験をいい、学生実習における解剖の経験も含むものとする。
- 2 適切な指導者
医学又は歯学に関する大学（大学の学部含む。以下同じ。）の解剖学、病理学若しくは法医学の教授若しくは准教授又は死体解剖資格を有する者で解剖学、病理学若しくは法医学を専門とする者をいう。

第二 認定の基準

- 1 死体解剖保存法（昭和 24 年法律第 204 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項第 1 号の認定（以下「認定」という。）は、次に掲げる要件をみたす者で、遺族の感情に対する理解や死体に対する尊崇の念を有し、礼意を失することなく死体を取り扱うことができると認められるものについて行うものとする。ただし、死体解剖を行う者として学術的・倫理的に著しく不適格な者は、認定を行わないことができる。

（1）医師又は歯科医師にあっては、次の全てに該当する者

ア 国内の医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学若しくは法医学の講座又は年間 10 体以上の剖検例を有する医療施設の病理部門若しくは監察医務機関に所属し、現に当該所属先において解剖に関連する診断、研究又は教育業務に従事する者

イ 医師又は歯科医師の免許を得て 2 年を経過した後、初めて解剖に従事した日から起算して 2 年以上解剖に関連する診断、研究又は教育業務に従事し、かつ、直近の 5 年以内に適切な指導者の下で 20 体以上について死体解剖保存法施行規則（昭和 24 年厚生省令第 37 号。以下「規則」という。）第 4 号書式による申請書に記載した主として行おうとする解剖の種類（系統、病理、法医のうち、いずれか 1 つ）の解剖を行った経験を有する者
ただし、病理解剖について申請を行う者については、解剖を行った経験に、頭蓋腔は開検せず、胸腔及び腹腔を開検する解剖例を含む場合であっても、病理解剖を実施するために必要な知識及び技能を有していると認められる場合には、分科会の判断で認定を行うものとする。

（2）医師及び歯科医師以外の者で主として系統解剖を行おうとする者にあっては、次の全てに該当する者

ア 国内の医学又は歯学に関する大学の解剖学の講座に常勤の助教又は専任講師として所属し、現に当該講座において解剖に関連する研究又は教育業務に従事する者

イ 初めて解剖に従事した日から起算して5年以上解剖に関連する研究又は教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で50体以上について系統解剖を行った経験を有する者

(3) (1) 及び (2) に該当しない者であって、医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の教授又は准教授の職にあった後離職した者であって、離職後も継続して医学又は歯学に関する大学の解剖に関連する診断、研究又は教育業務に従事する者

(4) (1) から (3) に該当しない者であって、解剖に関して (1) 又は (2) に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

2 現に医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学若しくは法医学の教授又は准教授の職にある者については、法第2条第1項の規定により保健所長の許可を受けなくとも死体の解剖を行うことができるため、認定は行わないものとする。

第三 認定の申請に必要な書類

1 死体解剖保存法施行令（昭和28年政令第381号。以下「令」という。）第1条第1項の認定の申請は、規則第4号書式による申請書に、規則第5号書式による解剖経験証明書及び第5号の2書式による履歴書のほか、指導者の推薦状とともに、次の書類を添付して行うものとする。

(1) 第二の1の(1)に該当する医師及び歯科医師にあつては次の書類

ア 解剖調書（直近の5年以内の20体に係るものとし、別添の書式によること。）

イ 医師免許証又は歯科医師免許証の写し

(2) 第二の1の(2)に該当する者にあつては次の書類

ア 解剖調書（直近の5年以内の50体に係るものとし、別添の書式によること。）

イ 在職証明及び在職期間証明

(3) 第二の1の(3)に該当する者にあつては次の書類（ただし、ウについては、有する場合に限る。）

ア 在職証明及び在職期間証明

イ 離職後の業務に関する証明書又は申立書

ウ 医師免許証又は歯科医師免許証の写し

(4) 第二の1の(4)に該当する者にあつては、解剖に関して第二の1の(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを示す書類

2 申請書類を作成するに当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 死体解剖資格認定申請書について（規則第4号書式関係）

ア 申請書に手数料として令第1条第2項に定める金額の収入印紙を貼ること。また、消印は不要であること。

イ 主として解剖を行おうとする場所については、〇〇大学医学部〇〇教室又は〇〇病院などと具体的に記入すること。

(2) 解剖経験証明書について(規則第5号書式関係)
解剖を行った場所ごとに作成すること。

(3) 履歴書について(規則第5号の2書式関係)

ア 大学院生であるときは、学歴の「学校名、学部名」の欄に大学院での専攻を〇〇大学院病理学専攻などと記入すること。

イ 職歴に非常勤が含まれる場合にあっては、備考欄にその勤務状況を具体的に記入すること。

ウ 解剖歴として外国の施設での経験を勘案しようとする場合にあっては、認定を受けた後に解剖を行うことを予定している国内の施設の長又は大学の教授の意見書を添付すること。

(4) 推薦状について
推薦状の作成に当たっては、解剖に際して申請者が遺族の感情に対する理解や死体に対する尊崇の念を有するか否か、礼意を失することなく死体を取り扱うことを十分理解しているか否かを含めること。

(5) その他
解剖件数には、ネクロプシー(死後、生検針等で特定の臓器の病理組織を採取することをいう。)の件数は含まれないこと。

別添

解 剖 調 書 （系統・病理・法医）

死体番号	性 別	年 齢	指 導 者 の 職 名 及 び 氏 名	解 剖 場 所	臨 床 診 断	剖 検 診 断	備 考

(注意)

- 1 系統・病理・法医の別については該当するものを○で囲むこと。
- 2 「死体番号」とは剖検記録等に記載されている番号であること。
- 3 本調書に記載される全ての解剖例について、申請者自らが頭蓋腔、胸腔及び腹腔を開検し、解剖報告書等を作成していることを要する。
- 4 必要に応じて、解剖報告書等の提出を求めることがあるため、申請者において解剖報告書の写しを保管しておくこと。
- 5 頭蓋腔を開検せず、胸腔及び腹腔を開検した解剖例を記載する際は、備考にその旨を記載すること。
- 6 医師及び歯科医師については直近の5年以内の20体に係るものを記入すること。
- 7 医師又は歯科医師以外の者については年次ごとに別葉とし、直近の5年以内の50体に係るものを記入すること。

新 旧 対 照 表

死体解剖資格の認定等について（平成7年4月1日付け健政発0321第57号厚生省健康政策局長通知）

改 正 後	改 正 前
(別紙) 死体解剖資格認定要領 第二 用語の定義 本要領における用語の定義は、次のとおりとすること。 1 解剖を行った経験 単に解剖に立ち会うのみならず、自らが頭蓋腔、胸腔及び腹腔を開検し、解剖報告書等を作成した経験をいい、学生実習における解剖の経験も含むものとする。 2 適切な指導者 医学又は歯学に関する大学（大学の学部含む。以下同じ。）の解剖学、病理学若しくは法医学の教授若しくは准教授又は死体解剖資格を有する者で解剖学、病理学若しくは法医学を専門とする者をいう。 第二 認定の基準 1 死体解剖保存法（昭和24年法律第204号。以下「法」という。）第2条第1項第1号の認定（以下「認定」という。）は、次に掲げる要件をみたす者で、遺族の感情に対する理解や死体に対する尊崇の念を有し、礼意を失することなく死体を取り扱うことができると認められるものについて行うものとする。<u>ただし、死体解剖を行う者として学術的・倫理的に著しく不適格な者は、認定を行わないことができる。</u> (1) 医師又は歯科医師にあつては、次の全てに該当する者 ア 国内の医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学若しくは法医学の講座又は年間10体以上の剖検例を有する医療施設の病理部門若しくは監察医務機関に所属し、現に当該所属先において解剖に関連する診断、研究又は教育業務に従事する者 イ 医師又は歯科医師の免許を得て2年を経過した後、初めて解剖に従事した日から起算して2年以上解剖に関連する診断、研究又は教育業務に従事し、かつ、<u>直近の5年以内に適切な指導者の下で20体以上について死体解剖保存法施行規則（昭和24年厚生省令第37号。以下「規則」という。）第4号書式による申請書に記載した主として行おうとする解剖の種類（系統、病理、法医のうち、いずれか1つ）の解剖を行った経験を有する者</u>	(別紙) 死体解剖資格認定要領 (新設) 第一 認定の基準 1 死体解剖保存法（昭和24年法律第204号。以下「法」という。）第2条第1項第1号の認定（以下「認定」という。）は、次に掲げる要件をみたす者で、遺族の感情に対する理解や死体に対する尊崇の念を有し、礼意を失することなく死体を取り扱うことができると認められるものについて行うものとする。 (1) 医師又は歯科医師にあつては、次のいずれかに該当する者 ア <u>医師又は歯科医師の免許を得た後、医学又は歯学に関する大学（大学の学部を含む。以下同じ。）の解剖学、病理学又は法医学の教室において、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して2年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で5体以上につき解剖補助の業務に従事するとともに、15体以上について自ら主として解剖を行った経験を有する者</u> イ <u>医師又は歯科医師の免許を得た後、年間10体以上の剖検例を有する病院、研究室、監察医務機関等において、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して2年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で5体以上につき解剖補助の業務に従事するとともに、15体以上について自ら主として解剖を行った経験を有する者</u>

ただし、病理解剖について申請を行う者については、解剖を行った経験に、頭蓋腔は開検せず、胸腔及び腹腔を開検する解剖例を含む場合であっても、病理解剖を実施するために必要な知識及び技能を有していると認められる場合には、分科会の判断で認定を行うものとする。

(削除)

(削除)

- (2) 医師及び歯科医師以外の者で主として系統解剖を行おうとする者にあつては、次の全てに該当する者

ア 国内の医学又は歯学に関する大学の解剖学の講座に常勤の助教又は専任講師として所属し、現に当該講座において解剖に関連する研究又は教育業務に従事する者

イ 初めて解剖に従事した日から起算して5年以上解剖に関連する研究又は教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で50体以上について系統解剖を行った経験を有する者

(削除)

- (3) (1)及び(2)に該当しない者であつて、医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の教授又は准教授の職にあつた後離職した者であつて、離職後も継続して医学又は歯学に関する大学の解剖に関連する診断、研究又は教育業務に従事する者

- (4) (1)から(3)に該当しない者であつて、解剖に関して(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(削除)

- 2 現に医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学若しくは法医学の教授又は准教授の職にある者については、法第2条第1項の規定により保健所長の許可を受けなくとも死体の解剖を行うことができるため、認定は行わないものとする。

ウ 医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の教授又は助教授の職にあつた後離職した者であつて、離職後も継続して解剖に関連する研究・教育業務に従事するもの

エ アからウまでに該当しない者であつて、解剖に関してア又はイに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められるもの

- (2) 医師及び歯科医師以外の者にあつては、次のいずれかに該当する者

ア 医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の専任講師の職にある者又はそれと同等と認められる者であつて、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して5年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で25体以上につき解剖補助の業務に従事するとともに、25体以上について自ら主として解剖を行った経験を有するもの

イ 医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の教授又は助教授の職にあつた後離職した者であつて、離職後も継続して解剖に関連する研究・教育業務に従事するもの

ウ ア又はイに該当しない者であつて、解剖に関してアに掲げる者と同等以上の知識・技能を有すると認められ、かつ、解剖に関する研究・教育業務に従事するもの

(新設)

(新設)

2 1の(2)のアに規定する専任講師の職にある者と同等と認められる者とは、次のいずれかに該当する者をいうものとする。

(1) 医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の講座に常勤している者であつて、助手として在職しているもの

(2) (1)に該当しない者であつて、直近5年間に、医学又は歯学(解剖学、病理学又は法医学に限る。)に関し相応の業績を発表した実績を有すると認められるもの

(3) (1)に該当しない者であつて、医学又は歯学に関する博士又は修士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有するもの

- 3 現に医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学若しくは法医学の教授又は助教授の職にある者については、法第2条第1項の規定により保健所長の許可を受けなくとも死体の解剖を行うことができるため、認定は行わないものとする。

第三 認定の申請に必要な書類

1 死体解剖保存法施行令（昭和28年政令第381号。以下「令」という。）第1条第1項の認定の申請は、規則第4号書式による申請書に、規則第5号書式による解剖経験証明書及び第5号の2書式による履歴書のほか、指導者の推薦状とともに、次の書類を添付して行うものとする。

- (1) 第二の1の(1)に該当する医師及び歯科医師にあつては次の書類
 ア 解剖調書（直近の5年以内の20体に係るものとし、別添の書式によること。）
 イ 医師免許証又は歯科医師免許証の写し

- (2) 第二の1の(2)に該当する者にあつては次の書類
 ア 解剖調書（直近の5年以内の50体に係るものとし、別添の書式によること。）
 イ 在職証明及び在職期間証明

- (3) 第二の1の(3)に該当する者にあつては次の書類（ただし、ウについては、有する場合に限る。）
 ア 在職証明及び在職期間証明
 イ 離職後の業務に関する証明書又は申立書
 ウ 医師免許証又は歯科医師免許証の写し

- (4) 第二の1の(4)に該当する者にあつては、解剖に関して第二の1の(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを示す書類

(削除)

(削除)

(削除)

第二 認定の申請に必要な書類

1 死体解剖保存法施行令（昭和28年政令第381号。以下「令」という。）第1条第1項の認定の申請は、死体解剖保存法施行規則（昭和24年厚生省令第37号。以下「規則」という。）第4号書式による申請書に、規則第5号書式による解剖経験証明書及び第5号の2書式による履歴書のほか、指導者の推薦状とともに、次の書類を添付して行うものとする。

- (1) 第一の1の(1)（ウを除く。）に該当する医師及び歯科医師にあつては次の書類
 ア 解剖調書（直近の5年以内の20体に係るものとし、別添の書式によること。）
 イ 医師免許証又は歯科医師免許証の写し

(新設)

(新設)

(新設)

- (2) 第一の1の(1)のウに該当する者にあつては次の書類

- ア 在職証明及び在職期間証明
 イ 離職後の業務に関する証明書又は申立書
 ウ 医師免許証又は歯科医師免許証の写し

- (3) 第一の1の(2)のアに該当する者のうち専任講師の職にある者にあつては次の書類

- ア 解剖調書（直近の5年以内の50体に係るものとし、別添の書式によること。）
 イ 在職証明及び在職期間証明

- (4) 第一の1の(2)のアに該当する者のうち専任講師以外の者にあつては次の書類（ただし、ウ及びエについては、有する場合に限る。）

- ア 解剖調書（直近の5年以内の50体に係るものとし、別添の書式によること。）
 イ 在職証明及び在職期間証明
 ウ 業績一覧（論文発表及び口演）

・直近5年間に筆頭著者として発表した論文の印刷又は写し

・直近5年間に行った口演（座長含む。）のプログラム又は写し

エ 学位を証明する書類

(削除)	(5) 第一の1の(2)のイに該当する者にあつては次の書類 ア 在職証明及び在職期間証明 イ 離職後の業務に関する証明書又は申立書
(削除)	(6) その他次に掲げる場合にあっては当該書類 ア 大学に所属する者で、病理以外の科の者が病理解剖についての認定を申請しようとするときは、医学部長、歯学部長又は病理学教授等の病理解剖の責任者の承諾書 イ 医療施設に所属する者で、病理部門以外の者が病理解剖についての認定を申請しようとするときは、認定を受ける必要性についての施設長の理由書
2 (略)	2 (略)

別添

解剖調書

死体番号	解剖の種類		性別	年齢	主執刀者名	指導者の職 名及び氏名	解剖年月日時	解剖場所	臨床診断	剖検診断
	全身・局所	系統・病理・法医			副執刀者名					
	全身・局所	系統・病理・法医								
	全身・局所	系統・病理・法医								
	全身・局所	系統・病理・法医								
	全身・局所	系統・病理・法医								
	全身・局所	系統・病理・法医								
	全身・局所	系統・病理・法医								
	全身・局所	系統・病理・法医								
	全身・局所	系統・病理・法医								
	全身・局所	系統・病理・法医								
	全身・局所	系統・病理・法医								

(注意)

- 1 「死体番号」とは剖検記録等に記載されている番号であること。
- 2 「解剖の種類」は該当するものを○で囲むこと。
- 3 「臨床診断」及び「剖検診断」欄は可能な範囲で記載して差し支えないこと。
- 4 学生実習における解剖の取扱いについては、指導者を主として補助しつつ執刀した者は主執刀者とし、従として補助しつつ執刀した者は副執刀者として差し支えないこと。
- 5 医師及び歯科医師については直近の5年以内の20体に係るものを記入すること。
- 6 医師又は歯科医師以外の者については年次ごとに別添とし、直近の5年以内の50体に係るものを記入すること。

別添

解剖調書 (系統・病理・法医)

死体番号	性別	年齢	指導者の職 名及び氏名	解剖年月日時	解剖場所	臨床診断	剖検診断	備考

(注意)

- 1 系統・病理・法医の別については該当するものを○で囲むこと。
- 2 「死体番号」とは剖検記録等に記載されている番号であること。
- 3 本調書に記載される全ての解剖例について、申請者自らが頭蓋腔、胸腔及び腹腔を開検し、解剖報告書を作成していることを要する。
- 4 必要に応じて、解剖報告書等の提出を求めることがあるため、申請者において解剖報告書の写しを保管しておくこと。
- 5 頭蓋腔を開検せず、胸腔及び腹腔を開検した解剖例を記載する際は、備考にその旨を記載すること。
- 6 医師及び歯科医師については直近の5年以内の20体に係るものを記入すること。
- 7 医師又は歯科医師以外の者については年次ごとに別添とし、直近の5年以内の50体に係るものを記入すること。